

(資料三)

平成二十七年六月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例	1
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員 の再任用に関する条例の一部を改正する条例	2
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例	2
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	3
島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	4
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例	5
国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条 例の一部を改正する条例	5
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び島根県指 定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条 例	5

第85号議案

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 実施機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に該当する場合を除き、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）を当該実施機関以外のものに提供してはならないこと。
- (2) 実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときを除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を利用してはならないこと。
- (3) 特定個人情報に係る開示請求、訂正等の請求及び利用停止の請求については、法定代理人又は本人の委任による代理人が行うことができること。
- (4) 何人も、開示を受けた自己の特定個人情報が島根県個人情報保護条例又は番号法の規定に違反して収集、利用等がなされていると認めるときは、実施機関に対し、当該特定個人情報の利用停止の請求を行うことができること。
- (5) 特定個人情報については、他の法令等の規定により開示することとされている場合であっても、島根県個人情報保護条例の規定により開示することができること。
- (6) 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、情報提供等記録を利用してはならないこと。
- (7) 情報提供等記録については、利用停止の請求ができないこと。
- (8) 情報提供等記録に係る開示請求及び訂正等の請求については、事案の移送ができないこと。
- (9) 実施機関は、情報提供等記録の訂正等の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対

し、遅滞なく、その旨を通知すること。

(10) 引用する条項の整理

3 施行期日

2の(1)及び(10)については平成27年10月5日から、2の(2)から(5)までについては平成28年1月1日から、2の(6)から(9)までについては番号法附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

第86号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金及び遺族共済年金に係る規定の削除

(2) 職員の再任用に関する条例の一部改正

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

3 施行期日

平成27年10月1日から施行する。

第87号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

半島振興法に基づく県税の不均一課税に係る減収補填措置の対象が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 半島振興法に基づく県税の不均一課税に係る改正

ア 対象事業に次に掲げる事業を加えること。

㍑ 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報処理若しくは提供に関する事業活動であって総務省令で定めるものを行う業種をいう。）に属する事業

㍑ ㍑の業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業

㍑ 半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

イ 半島振興法の改正に伴う規定の整備

(2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第88号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 情報提供手数料の額に係る規定の削除

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う規定の整理

3 施行期日

平成27年10月5日から施行する。

第89号議案

島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、養護老人ホームの職員の配置の基準等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 養護老人ホームに置かなければならない支援員の数は、常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護等」という。）の提供を受けていないものをいう。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。
- (2) 主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないこと。ただし、指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができること。
- (3) 指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、養護老人ホームに置かなければならないこととされている生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができること。
- (4) 生活相談員を置いていない指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームについては、生活相談員が行うこととされている業務を主任支援員が行うものとする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第90号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、当該保育所に勤務する准看護師についても保育士とみなすことができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第91号議案

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する政令の題名の改正及び引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第92号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の改正に伴い、関係

条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の改正に伴う次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (2) 島根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

3 施行期日

公布の日から施行する。